

ホテルリソルカード会員規約改定のお知らせ

平素は、ホテルリソルカードをご愛顧賜り誠にありがとうございます。
2014年6月1日(日)をもって「ホテルリソルカード会員規約」を改定いたします。
詳細は、下記記載の【ホテルリソルカード会員規約 改定内容】をご確認ください。
今後ともホテルリソルカード並びにリソルグループをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【ホテルリソルカード会員規約 改定内容】

第4条(入会手続)への条文追加
第5条(会員カード)の条文修正
第9条(会員資格の取消し)への条文追加

カード会員規約 対照表

改定前	改定後
<p>第4条(入会手続)</p> <p>所定の入会申込用紙に必要事項を正しく記入のうえ、リソルグループのホテルフロントへご提出ください。カードを即時発行いたします。発行時点で正式にご入会いただいたものとなります。</p>	<p>第4条(入会手続)</p> <p>所定の入会申込用紙に必要事項を正しく記入のうえ、リソルグループのホテルフロントへご提出ください。カードを即時発行いたします。発行時点で正式にご入会いただいたものとなります。</p> <p>会社は、申込者が以下の項目に該当する場合、入会申込を承諾しない場合があります。</p> <p>(1)申込者が既にホテルリソルカード会員となっている場合。 (2)入会申込内容に虚偽、誤記、記入漏れがあった場合。 (3)暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等である場合、または、過去においてこれらの者であった場合。 (4)以前において、会員資格の取り消しを受けたことがある場合。</p>
<p>第5条(会員カード)</p> <p>(4)紛失・盗難 カードの紛失および盗難の場合、同カードの再発行はできません。</p>	<p>第5条(会員カード)</p> <p>(4)紛失・盗難 カードの紛失や盗難により第三者に不正利用されたことが発覚しても、会社はその責を一切負わないものとし、カードの紛失および盗難の場合、同カード及び第6条に定めるポイントの再発行はいたしません。</p>
<p>第9条(会員資格の取消し)</p> <p>会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止または、取り消すことが出来ます。</p> <p>(1)会員が死亡した場合。 (2)入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。 (3)会員が本規約及び施設の利用約款に違反した場合。 (4)会員証を本人以外が使用した場合。 (5)暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴宿泊や紹介をしたとき。 (6)その他本事務局において処分が必要とする行為があったとき。</p>	<p>第9条(会員資格の取消し)</p> <p>会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止または、取り消すことが出来ます。</p> <p>(1)会員が死亡した場合。 (2)入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。 (3)会員が本規約及び施設の利用約款に違反した場合。 (4)会員証を本人以外が使用した場合。 (5)会員が暴力団等反社会的勢力であると認められた場合。 (6)暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴宿泊や紹介をしたとき。 (7)その他本事務局において処分が必要とする行為があったとき。</p>

2014年6月1日改定

変更後の会員規約全文はこちらをご参照ください。

<http://www.resol-hotel.jp/hotelresolcard/rule/index.html>